

**改正**

平成12年12月22日条例第46号

平成14年12月19日条例第31号

平成20年1月18日条例第2号

平成25年12月18日条例第34号

令和元年6月21日条例第18号

令和元年12月19日条例第34号

東根市水道給水条例

東根市水道給水条例（昭和63年条例第5号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第5条～第12条）

第3章 給水（第13条～第22条）

第4章 料金及び手数料（第23条～第32条）

第5章 管理及び取締り（第33条～第38条）

第6章 貯水槽水道（第39条・第40条）

第7章 補則（第41条）

附則

**第1章 総則**

（目的）

**第1条** この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）その他別に法令に定めがあるもののほか、東根市の水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

**第2条** 水道事業の給水区域は、東根市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（平成3年条例第2号）第3条第2項第1号に定めるところによる。

（用語の定義）

**第3条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置とは、需要者に水を供給するため、東根市（以下「市」という。）が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 給水装置工事とは、給水装置の新設、増設、改造、変更、移転、撤去、修繕等のための工事をいう。
- (3) 工事費とは、給水装置工事の費用をいう。

（給水装置の種類）

**第4条** 給水装置の種類は、次のとおりとする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯若しくは2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

## 第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置工事の申込み）

**第5条** 給水装置工事をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更及び修繕工事については、この限りでない。

2 前項の工事について、利害関係人がある場合は、工事申込者はその者の同意を得なければならない。

（工事費の費用負担）

**第6条** 工事費は、給水装置工事をする者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

（工事の施行）

**第7条** 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。

3 指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（給水管及び給水用具の指定）

**第8条** 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から市の水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具

について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期、その他工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

**第9条** 工事費は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
  - (2) 運搬費
  - (3) 労力費
  - (4) 道路復旧費
  - (5) 工事監督費
  - (6) 間接経費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
  - 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(工事費の予納)

**第10条** 市長に給水装置工事を申し込む者は、設計によって算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、市長が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

- 2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

**第11条** 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

(加入金)

**第12条** 給水装置の新設又はメーター口径を増す工事を承認された者は、メーターの設置を必要とするときまでに加入金を納入しなければならない。

- 2 加入金の額は、メーター1個あたり1件とし、次の表の金額に100分の110を乗じて得た額とする。

| メーターの口径別  | 金額        | 備考  |
|-----------|-----------|---|
| 13ミリメートル  | 円         | メーター口径を増す工事の加入金の額は、新口径に係る加入金の額と旧口径の加入金の額の差額とする。 |
| 20ミリメートル  | 55,000    |   |
| 25ミリメートル  | 100,000   |   |
| 30ミリメートル  | 150,000   |   |
| 40ミリメートル  | 300,000   |   |
| 50ミリメートル  | 510,000   |   |
| 75ミリメートル  | 1,400,000 |   |
| 100ミリメートル | 2,800,000 |   |
| 150ミリメートル | 7,400,000 |   |

3 納入された加入金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

### 第3章 給水

(給水の原則)

**第13条** 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても市は、その責を負わない。

(給水契約の申込み)

**第14条** 水道を使用しようとする者は、市長が定めるところにより、あらかじめ、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

**第15条** 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は市長において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者又は指定給水装置工事事業者のうちから代理人を選定し、市長に届け出なければならない。代理人に異動があったときも、同様とする。

(管理人の選定)

**第16条** 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。管理人に異動があったときも、同様とする。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他市長が必要と認めた者

2 市長は、前項の管理人を不適当であると認めたときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

**第17条** 給水量は、メーターにより計量する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は市長が定める。

(メーターの貸与)

**第18条** メーターは、市長が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。

2 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 水道利用者等が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

**第19条** 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用の中止又は給水装置を廃止するとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに、市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

**第20条** 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、市長の指定する市職員の立会を要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

**第21条** 水道使用者等は善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

4 水道使用者等は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 給水装置を、水道水が汚染される器物又は施設と連絡して使用しないこと。

(2) メーターの点検、検査又は修繕の障害となる建築物、工作物若しくは物件を設置しないこと。

(3) メーター及び止水栓等を操作しないこと。

(給水装置及び水質の検査)

**第22条** 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から検査の請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

#### 第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

**第23条** 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

**第24条** 料金は、別表に定める基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(料金の算定)

**第25条** 料金は、市長があらかじめ定めた隔月定例日に使用水量を計量し、基本料金及び従量料金を2箇月分まとめて算定する。この場合1箇月当たりの使用水量は、各月均等に使用したものとみなす。

2 市長は、必要があると認めたときは、前項の規定によらないことができる。

(使用水量の認定)

**第26条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) 積雪等により計量が不能のとき。
- (4) 水道使用者の責めによらない漏水があったと認められたとき。
- (5) 共用給水装置により、水道を使用するとき。
- (6) 前各号のほか、市長が特に必要と認めたとき。

(特別な場合における料金の算定)

**第27条** 月の中途において水道の使用を開始し、中止し、又は廃止した場合、当該月における使用日数が16日に満たないときの料金は、基本料金の2分の1の額と従量料金の額との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 月の中途において使用者の給水装置のメーター口径に変更があったときの料金は、当該月のうち使用日数の多いメーター口径に係る料金を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

**第28条** 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、市長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。

(料金の納期及び徴収方法)

**第29条** 料金の納期は、納入の通知を受けた日からその月の末日までとする。

2 料金は、納入通知書による納入、集金又は口座振替の方法により、2箇月分をまとめて隔月徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、随時徴収することができる。

3 市長は、特別の理由があると認めたときは、前2項の納期及び徴収方法を変更することができる。

(手数料)

**第30条** 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

- (1) 給水装置工事設計審査手数料

- ア 新設 1 工事につき 2,000円
  - イ 増・改造等 1 工事につき 1,000円
  - (2) 給水装置工事完成検査手数料
    - ア 新設 1 工事につき 2,000円
    - イ 増・改造等 1 工事につき 1,000円
  - (3) 受託工事設計手数料
    - 1 工事につき設計額の100分の3の相当額
  - (4) 開閉栓手数料 給水の開始及び中止各 1 回につき 800円に100分の110を乗じて得た額
  - (5) 証明書交付手数料 1 枚につき 300円
  - (6) 指定給水装置工事事業者登録手数料
    - ア 新規登録のとき 1 件につき10,000円
    - イ 更新登録のとき 1 件につき5,000円
- (料金、手数料等の減免)

**第31条** 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を減額し、又は免除することができる。

(督促等)

**第32条** 料金、手数料その他の費用を納期限までに納入しない場合における督促状の発付及び督促手数料並びに延滞金の徴収に関しては、東根市税外収入に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（昭和34年条例第6号）の定めるところによる。

## 第5章 管理及び取締り

(給水装置の検査等)

**第33条** 市長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適正な措置を指示することができる。

2 前項の措置に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

**第34条** 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事

に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

**第35条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由が継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第9条の工事費、第21条第2項の修繕費、第24条の料金又は第30条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第25条の使用水量の計量又は第33条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

**第36条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(過料)

**第37条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく、第17条第2項のメーターの設置、第25条の使用水量の計量、第33条の検査又は第35条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第21条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第24条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

**第38条** 市長は、詐欺その他、不正の行為によって第12条の加入金、第24条の料金又は第30条の手

数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

## 第6章 貯水槽水道

(市の責務)

**第39条** 市長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

**第40条** 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

## 第7章 補則

(委任)

**第41条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(料金に関する経過措置)

2 この条例による改正後の東根市水道給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して給水している水道の使用で、施行日から平成10年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利を確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払いを受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあたっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払いを受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払いを受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて料金の支払いを受ける権利の確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

**附 則**（平成12年12月22日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条以外の改正については、平成13年1月6日から施行する。

**附 則**（平成14年12月19日条例第31号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年1月18日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年2月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前から継続して給水している水道の使用で、施行日以後初めての定例日に計量し、又は改正後の東根市水道給水条例第26条の規定により平成20年2月に認定した使用水量に係る料金の算定については、改正後の東根市水道給水条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成25年12月18日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（料金に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の東根市水道給水条例の規定に係わらず、施行日前から継続して給水している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利を確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

**附 則**（令和元年6月21日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（料金に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の東根市水道給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して給水している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利を確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月31日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定された日をいう。以

下同じ。)の翌日から起算して施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日の翌日から起算して同月31日までの期間の月数を乗じて得た額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときはこれを1月とする。

**附 則** (令和元年12月19日条例第34号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

**別表** (第24条関係)

| 水道料金表 (1月につき)      |       |                           |                              |                        |                      |                      |
|--------------------|-------|---------------------------|------------------------------|------------------------|----------------------|----------------------|
| 区分<br>(メーター口<br>径) | 基本料金  | 従量料金                      |                              |                        |                      |                      |
|                    |       | 1～5 m <sup>3</sup> まで     | 6～10m <sup>3</sup> まで        | 11～50m <sup>3</sup> まで | 51m <sup>3</sup> 以上  |                      |
| 一<br>般<br>用        | 13mm  | 700円                      | 1 m <sup>3</sup> につき         | 1 m <sup>3</sup> につき   | 1 m <sup>3</sup> につき | 1 m <sup>3</sup> につき |
|                    | 20mm  | 1,300円                    | 50円                          | 150円                   | 180円                 | 200円                 |
|                    | 25mm  | 2,000円                    | 1 m <sup>3</sup> につき<br>180円 |                        |                      |                      |
|                    | 30mm  | 3,100円                    |                              |                        |                      |                      |
|                    | 40mm  | 5,400円                    |                              |                        |                      |                      |
|                    | 50mm  | 11,000円                   |                              |                        |                      |                      |
|                    | 75mm  | 22,000円                   |                              |                        |                      |                      |
|                    | 100mm | 37,000円                   |                              |                        |                      |                      |
|                    | 150mm | 88,000円                   |                              |                        |                      |                      |
| 臨時用                | —     | 1 m <sup>3</sup> につき 600円 |                              |                        |                      |                      |